

第 4 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録
(第 3 号)

1 昭和58年12月22日(木曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番	神田 守隆	2番	田沢 勝信
3番	山中金治郎	4番	日下 君敏
5番	川名 正二	6番	生稻 隆
7番	榎本 春光	8番	小宮 利夫
9番	福原 勳	10番	横溝 功
11番	飯田 義男	12番	石井 謀
14番	伊藤幸太郎	15番	渡辺 昭夫
16番	松下 正己	17番	近藤 好雄
19番	黒川 平治	20番	石井 武敏
21番	吉田勇治郎	22番	林 豊
23番	伊賀 多朗	24番	流山源次郎
25番	五十嵐 昇	26番	石井 正
27番	安西 益男	28番	安澤 徳順

1 欠席議員 1名

13番 石井 昌治

1 出席説明員

第1号から監査委員、監査事務局長、農業委員会会長、農業委員会事務局長を除く。

1 出席事務局職員

第1号に同じ

1 議事日程(第3号)

昭和58年12月22日午前10時開議

日程第1 議案第53号 昭和58年度館山市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について

日程第2 議案第54号 昭和58年度館山市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

議案第55号 昭和58年度館山市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第3 } 議案第56号 昭和58年度館山市国民健康保険特別会計補
正予算(第1号)
議案第57号 昭和58年度館山市国民宿舎事業特別会計補
正予算(第1号)

開 議 午前10時03分

○議長(石井 正君) 本日の出席議員数25名、これより第4回市議会定例会第3日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第1、議案第53号昭和58年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

質疑応答

○議長(石井 正君) 御質疑を願います。

○3番(山中金治郎君) 議案第53号の専決処分の承認でございますが、これは自治法によりますと、専決処分をしてもいいという条項は、議会が成立しなかったとき、定足数を欠き113条の手続きによって半数に達しなかったとき、市長において議会を招集するいとまがないと認めたとき、議会が議決をしなかったとき、という4点のように思われますが、本件は債務負担行為の追加でありまして、1億5000万という金額は市の財政から見れば多額であると思います。これを10月8日に専決処分しなければならなかったという具体的な事情を説明していただきたいと思います。

○経済部長(山田俊康君) この債務負担行為の補正であります。館山駅西口地区の土地区画整理事業の計画区域内に土地の先行取得をしなければいけない、関係権利者の合意を得るための減歩率の緩和等を行うためということで去る9月30日全員協議会に市長から御報告したところでございます。

この件につきましては、9月から土地所有者と交渉中でありました。そして10月5日になりまして買収価格についての交渉が急速成立いたしま

した。そのときに土地所有者から10月の18日までに契約を締結したいと条件が出されてしまいました。この用地取得につきましては土地区画整理事業の認可後、国庫補助金を充当する関係から市の開発公社に先行取得してもらう必要があります。市の開発公社への買収委託——公社の理事会の承認等の諸手続き期間を勘案いたしまして10月8日専決処分をした次第でございます。

○3番(山中金治郎君) 私は、この専決処分が——このことについて昭和26年に行政通達が出ているように記憶しております。この中によりますと、専決処分というのは市長の裁量によって決定すべきであるが、それは客観性がなければならない。議会の審議権について制約するものであり、その取り扱いは最も慎重を要しなければならないというのが出されております。

そこで、確かに緊急を要したということのようでございますけれども、今後はこの専決処分については慎重に取り扱ってもらいたいと考えております。そのようにひとつお願いいたします。終わります。

○議長(石井 正君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(石井 正君) よって、これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第2、議案第54号昭和58年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

質疑応答

○議長（石井 正君） 御質疑を願います。

○20番（石井武敏君） この議案の54号の専決処分につきまして、この内容としましては衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る投、開票事務及びその準備事務に要する経費として825万2000円を追加したということになっております。なお、これが全額県支出金をもって充当されているという説明があります。

この中で、私は御質問申し上げたいのは、特に最高裁の投票、開票、準備事務の中の開票事務に関しまして御質問を申し上げたいと思うのですが、今回のこの開票事務は衆議院の開票、最高裁の開票、同時進行がなされて非常に合理的に運ばれたように思います。前々回から比べますと、前々回は別々に開票事務を行ったように記憶がありますが、今回はそれを是正しまして時間のロスがないように衆議院のベースに乗せて最高裁の開票事務を進めたように思います。

なお、これが非常に合理的で良かったと思うんですが、私がここで御質問申し上げたいのは、最高裁の開票事務の最終部門にあたります集計事務、この集計事務のところに行きますと、非常にまだ時間のロスが目立つのでございます。ざっと1時間半ぐらいは4人から5人の集計者が集計しているだけで、その他の人が手持ちぶさたで待っていなければならないという事態がありますが、これはやはり事務の内容が非常に複雑であるということに起因しているとは思いますが、いわゆる開票して票の種分けがあって、分類があって、点検があって進んでいくんですが、最後のトータルする集計部門につきまして時間の空白といいますか、もう少し合理的にできないかというふうに私は感ずる次第でございまして、この点につきましての改善策が考えられないかどうか説明を求めたいと思います。

○選挙管理委員会事務局書記長（越路良夫君） 国民審査の開票についての御質問でございまして、ただいまお話のように審査の最終段階にあたり

ましてその集計作業は大変複雑な作業でございます。それに相当の時間を要するわけでございますが、これは各市町村とも最高裁の審査開票に際しての問題点でございます。本市におきましても事前に集計作業、あるいは全体の流れの中で十分に協議をし、打ち合わせをやりまして迅速化を図ったところでございます。

今回の場合に、開票立会人の方々の御協力を得まして、当初予定いたしました時間よりか衆議院におきましては1時間、最高裁におきましては30分間の時間短縮が図れたわけでございますが、確かに最終段階についての計算事務というのがもっと早くならないかということはわれわれも常に考えているところでございますが、現時点におきましては相当時間がかかるのはやむを得ないというふうに考えております。

以上。

○20番(石井武敏君) 議案書を見ますと、開票管理者の報酬と開票立会人の報酬が載っておりますが、ここで人数が載っておりますが、48名ですか、開票に係る事務を行った人は48名で、これで48名が開票に立ち会ったと、いわゆる開票事務を行ったということで了承してよろしいでしょうか。御質問申し上げたいと思います。

といいますのは、開票事務の中で先ほど申し上げました最終のトータル部門におきます事務の人員が少ないように私は思うわけでございます。これをもう少しふやせないかと思えます。といいますのは、集計が仕上がってきまして最終のトータルで細かな複雑な計算をするときには現在2組の計算員が計算しているように思えます。いわゆる読み上げる人とそろばんをはじく人1組、それが2組であります。その最終の人員を、仕上がってきた書類をコピーするなりして、複写して、たとえば5組とか6組とかたくさんに分けて計算をさせれば計算の誤りがもっと早く発見できるし、事務がスムーズに進むのではないか。この開票事務のトータル部門につきましてはトータル部門の分類を減らすことはできないでしょうから、どうしても人員をふやすか、そういうようにして合理化していかなければならないと思えますが、この点につきまして人員はふやせないかどうか。最終部門のそのへんでの検討はどうですか。

○選挙管理委員会事務局書記長(越路良夫君) 先ほど申し上げましたよ

うに最終的には人海作戦というわけにはいかない部分がトータル部分でございます。内容的には少しでも早くという中で検討は十分いたしておりますが、現在の流れの中ではただいまの作業内容を変更するという事はむずかしいというふうに考えております。

○20番（石井武敏君） この点の質疑は終わりますけれども、今後改善に努力されていただけるかどうかひとつお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

○選挙管理委員会事務局書記長（越路良夫君） 開票につきましては、これはその日の投票の最終の事務でございまして、少しでも早く——もちろん正確により早くということで、そういう方向での努力を今後ともしてまいります。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第3、議案第55号乃至議案第57号昭和58年度館山市一般会計及び各特別会計補正予算を一括して議題といたしま

す。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） これより質疑に入ります。

通告がありますので発言を許します。

20番議員石井武敏君。御登壇願います。

（20番議員石井武敏君登壇）

○20番（石井武敏君） 私は、議案の第55号につきまして、一般会計補正予算の部分につきまして御質問申し上げたいと思います。

質問は、説明書の資料によりまして進めたいと思います。

説明書の資料の8ページでございますが、ここに2款総務費の中、コミュニティセンターの植栽事業が載ってきております。このコミュニティセンターの建設につきましては周知のとおり当市にとりまして大変大きな事業でありまして、また今後の活用方が期待されるころのものでございます。今回の植栽事業もそれに係る付帯的な工事でありますので、いま少しこの工事の内容を明らかに御説明願いたいというように考える次第でございます。工事の面積、あるいは何をどのように植栽なさっていくのか、内容を明らかにしていただきたいというように考えます。よろしく願います。

次に、3款の民生費につきましてでございますが、民生費の中に福祉手当とその次に重度障害者等福祉手当が載ってきております。福祉手当の方は受給人員の減でございます、単価が据え置きになっております。それに比較しまして重度障害者の福祉手当の方は人員の増により、1人当たりの単価が増になっております。ここで考えますに、国で行う福祉手当の手の及ばないところに地方自治体が手を差し伸べている制度が重度障害者の福祉手当であるというように考えます。そこでもう少しこのへんを明らかにしていただきたいと思いますので御質問するわけでございますが、まず福祉手当の人員の減の理由と単価の据え置きの理由について明らかにしてください。それから、重度手当の方も人員の増と単価の増になっておりますが、この理由について説明を求めます。

次に、10ページであります、10ページの中の7款商工費の中に第

山市観光振興事業として、ここに地域観光振興事業駐車場整備工事が載ってきております。これは舗装の面積としては理解できるわけですが、もう少し説明を加えていただきたいと思います。

次に、その下の欄の平砂浦自然環境保全用地購入費が載ってきておりますが、この購入費につきましても、「県道安房公園線南側地帯の自然環境の保全を図るため、用地を購入する」というようになっておりますが、この用地を購入するための理由とか背景になっているものがあると思います。その点につきまして説明書においては不十分でございますので、説明を求めたいと思います。

最後に、12ページでございますが、12ページに図書館で雨水が漏るということで補修工事の請負費が載ってきておりますが、これは私の先日の通告質問の図書館に関連いたしまして、この工事の内容をもう少し説明を加えていただきたいと思いますというふうに考えますので御質問申し上げます。

以上、御質問申し上げますので、御答弁いただきたいと思いますように考えます。よろしくお願いいたします。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

第1点、コミュニティセンターの植栽事業でございますが、これにつきましては当初全体的な敷地が確保された時点で植栽計画を予定しておりましたが、今回県の緑化推進事業交付金制度が新たに発足いたしましたので、これを受けまして、当面コミュニティセンター前の境川沿い上流約300m、面積2100㎡及び駐車場周囲ののり面約120m、面積180㎡にサザンカとツツジを基調としてシラカシ、ソメイヨシノ、コブシ、ヤマモモ等の植栽を行いたいと考えております。

御質問の第2点、福祉手当については、受給人員の減については、受給対象の方が当初297名のところ現在285名となっております。これは高齢のため死亡によるものでございます。また、額の据え置き理由につきましては、国におきまして各種年金に準じて据え置かれたものでございます。

第3点の重度障害者等福祉手当でございますが、受給人員の増につきましては、受給対象の方が当初20人のところ現在29人となっております。

これは高齢者の増加によるものでございます。また、額の引き上げにつきましては、当初8500円を見込みましたが、県の要綱改正により9250円に改定されたものでございます。

第4点、館山市観光振興事業についての御質問でございますが、地域観光振興事業駐車場整備工事につきましては、工事施行場所は館山市安布里448番、館山市農業協同組合館野支所地内でございます。工事概要といたしましては、舗装工事——アスファルト舗装2257㎡、排水路工事——U字溝敷設108m、区画線工事428mでございます。駐車台数は大型車5台、普通車57台でございます。

次に、第5点、平砂浦自然環境保全用地購入費についてでございますが、自然環境の破壊、公害発生をもたらす無秩序な開発を防止するため、昭和55年12月4日付をもって締結した千葉県と館山市との協定書に基づき、平砂浦地域の県道南安房公園線より海側を保全しようとするものでございます。現在までの買収面積は2481㎡であり、買収予定地の19.8%でございます。

第6点、図書館の漏水補修事業でございますが、図書館は昭和47年2月に完成いたしましたから11年を経過しておりますが、最近屋上の防水材の劣化のため天井に漏水を生じており、また外壁のひび割れによる浸水等が見られております。修理箇所といたしまして、閲覧室、事務室、児童室、機械室、廊下等合計360㎡の屋上部のシート防水の張り替えと閲覧室、書架室等の外壁部のひび割れ部にウレタン吹き付けによるコーキングをするほか、煙突取付部を改修しようとするものでございます。

以上、答弁を終わります。

○20番（石井武敏君） 第1点のコミュニティセンターの植栽工事につきましては、ただいま市長の方から工事の内容、目的、意義等々、あるいは樹木の植栽する種類等々御答弁がありましたので了承いたします。

次に、福祉関係の質問でございますが、ただいまの御答弁によりましてあらあらの内容は理解できるのでございますが、そこで御質問申し上げたいことが1点あります。

それは、国の方の、いわゆる施策は単価が据え置きになる。国の施策からはみ出したといいますが、及ばないものに対して県、市がやっている。

その分に対しての単価は、1人当たりの単価が伸びている。こうした福祉に対する何か考え方の傾向が出ているように思います。いわゆる国である福祉のこうしたきめの細かい施策は県や市、地方自治体である程度先行しているのではないかと、先行している傾向があるのではないかとということがこの補正予算の中からくみ取れるわけでございます。そこで御質問申し上げたいんですが、今回の、いわゆる県と市で相談をして今回単価を上げてきた重度クラスの、いわゆる国からはみ出したそうした人たちの福祉手当の増額、これにつきましてどういう形で県と市が話し合っていて、いわゆる市が提案して先行して、県に申し出て単価の増額が図られていくのか、あるいは県の方で一つの指導があって市はそれに乗っていくのか、その辺の関係を明らかにしていただきたいというように考えるわけでございます。といいますのは、これからも——今回の補正ではこれだけですが、こうした国の及ばない福祉に地方自治体が手を差し伸べている部分が非常に多いように思います。その種類も多種にわたっているように思いますので、今後のこともありますので、その辺をいま少し明らかにしていただきたいというように考える次第でございます。

それから、次の商工費の中の平砂浦の自然環境保全用地の購入でございますが、これは県との提携があるようでございます。県とのいわゆる話し合いがあって、そして県ではここまで買うのか、市ではここまで買った方がいいのかという何か話し合いがあるようですが、この県との提携につきまして説明が不足しているように思いますので明らかにしておいていただきたいというように思います。市で何か引き受けている部分が——いまの御答弁では現在19.8%までこういった土地を購入したのであるということでございますので、県との提携につきましてもう少し明らかにしてもらいたいというように考えます。

それから、図書館につきましては、おおむね了承いたしました。

以上、お願いいたします。

○民生部長（鈴木 力君） 国の制度の福祉手当、それからなお県の要綱と、また市の要綱に基づきまして支給しております重度障害者等福祉手当の関係でございますが、県あるいは市におきます重度障害者等福祉手当につきましては、国の福祉手当の受給をできない、いわゆる所得制限等によ

りまして福祉手当を受けられない障害者、あるいはまたその保護者に対する負担軽減という意味でこの制度ができています。県におきましてはいわゆる重度障害者福祉手当の額について従来から国の福祉手当と比較すると大体3年ぐらい額が遅れている、こういうことでございまして、これを県としてはほぼ国の福祉手当の額に近い線に持っていき、こういうふうな考え方を持っているわけでございまして、したがって福祉手当につきましては各種年金、あるいは国民年金の障害年金ですか、こういうものが昨年8月からすべて据え置きということで物価スライドがされておりませんから、県におきましてはいま申し上げましたとおり福祉手当の額に近づけようと、こういう意図によりましての改定というものがなされておるわけでございます。

○経済部長（山田俊康君） 平砂浦の自然環境保全の関係でございしますが、県と市が協定いたしましたのは、海側の小沼川左岸から巴川右岸に至る地域における民有地を県と市がそれぞれ分担して保全していき。県の担当区域の面積は4万8314平米、市の担当区域の面積が1万2527平米。千葉県におきましては58年度に所有権移転が完了しております。館山市におきましては56年、57年、今回お願いしているもの等がございまして、その残が8957平米まだ残っております。

以上です。

○20番（石井武敏君） 平砂浦の自然環境保全の土地の購入につきましては、ただいま御答弁をいただいたわけでございますが、県の方はほぼ目的を完了しているように思います。市の方の関係が非常にまだ目的から遠いように思うんですが、この辺の事情につきまして御説明いただきたいというように考えます。

それから、福祉手当につきましては、ただいまの説明で了解をしますが、今後のこともございますので、市で及ぶ範囲のいわゆるこうしたきめの細かい施策のあり方につきまして市で提案をしたり、市でリーダーシップをとっていけるものは十分市としての独自性を生かしていただきたい。そうした形で今後の予算編成に取り組んでいただきたいことを希望いたします。

○経済部長（山田俊康君） 現在までの状況は、それぞれの民有地の地主さんから買収要望のあったものについて市は対応している。現実の問題と

いたしましては財政的な面もありますので、当然保全する目的が達せられるようにということで年次計画と言いましょうか、地主さんからの要望のあるたびごとに予算に計上してお願いしているのが実情でございます。

○ 20番（石井武敏君） 質問を終わります。

○議長（石井 正君） 以上で20番議員君の質疑を終わります。

次、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

○ 1番（神田守隆君） 議案の第55号昭和58年度館山市一般会計補正予算第5号について御質問いたします。質問は議案書及び説明書に基づいて行います。

まず、議案書の13ページであります。歳入ということで寄附金として一般寄附金475万8000円が計上されておりますが、この寄附金の内容について少し詳しく御説明をいただきたいと思うわけでございます。

次に、15ページ総務費総務管理費コミュニティ費ということでコミュニティ事業補助金110万円が計上されております。説明書の説明によりますと、集会所施設建設事業補助金・竜岡地区60万、大網地区50万というようにされております。これらの集会所施設の建設事業費そのものは幾らなのか、そして建設補助の割合は県及び市、どの程度のものなのか御説明いただきたいと思うわけであります。

また、この建設費補助の基準はどのような基準で行っているのか。

さらに、集会所施設の維持管理及び補修などの今後かかる費用の問題も含めまして、こうした点についての補助はどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思うわけであります。

次に、17ページであります。民生費の社会福祉総務費の扶助費で、福祉手当について先ほど来石井議員の質疑がありました。同じ質問でございますので先ほどの御答弁で質問はいたしません。

次に、26ページ教育費で小学校費の教育振興費ということで要保護及び準要保護児童援助費41万9000円及び中学校費で——27ページになりますが、教育振興費、要保護及び準要保護生徒援助費158万円が計上されております。昨日もこの就学援助の問題について一般質問をしたわけですが、こうした増額予算がされた理由はどのようなものなのか、

少し詳しく御説明を願いたいと思うわけでございます。

次に、35ページに補正予算給与費明細ということで一般職員等の改定後の給与表が出ておりますけれども、従来12月の議会といいますと職員の給与改定が提案されるのを常としてきたわけでありましたが、しかし昨年は人事院勧告の凍結、そしてことしは人事院勧告を無視した勧告の大幅値引きと、全く異常な事態が続いているというふうに思うわけでありまして、そして、昨日の一般質問の中で田沢議員がこの人事院勧告の問題を取り上げてまして市長の姿勢をただしましたが、さらにお尋ねをして市長の考えをただしておきたいと思っておりますので質問を申し上げたいと思うわけでありまして。

市長さんは、昨日の御答弁の中で国の指導には従わざるを得ないというようなことを答えておりましたが、国からはどのような指導があるのか御説明を願いたいと思うわけでありまして。

また、今回の国の給与改定は人事院勧告を無視したものでありますから、地方が国に準ずるといふ根拠はないのではないかとこのように思うんですが、この辺についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思っております。

以上、御答弁によりまして再質問させていただきたいと思っております。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点は寄附金の問題でございますが、この内訳について御質問をいただきましたが、水産関係の寄附金65万8000円、農業関係の寄附金400万円、その他10万円でございます。

水産関係は、船形漁港、富崎漁港、坂田漁港、波左間漁港の漁港整備のため地元漁港から申し出のあった寄附金でございます。

農業関係は、今後の観光農業等を推進するため館山市農協より申し出のあった寄附金でございます。

その他につきましては、チャリティゴルフ大会の収益金を寄附として受け入れたものでございます。

コミュニティ事業補助金でございますが、館山市コミュニティ事業補助金交付要綱及び千葉県コミュニティ育成事業補助金交付要綱のうち、地域コミュニティ——すなわち自治会、町内会が行う集会施設等設置事業の補

助金でございますが、館山市補助金については39㎡以上の新築で補助率は4分の1とし、補助限度額が200万円でございます。県補助金では地区コミュニティ計画に基づいて行う事業で市が補助する金額の2分の1でございます。

竜岡地区、大網地区に予定をされておりますが、これは今後の入札等の関係もございますので、正確な金額は御遠慮申し上げたいと思います。

それから、教育費の要保護及び準要保護児童、生徒援助費についてでございますが、補正額は小学校費で22万6000円、中学校費で139万円の計161万6000円でございます。

補正の理由といたしましては、準要保護児童が当初予算時より15名増で125名、中学校生徒が13名増で86名、合わせまして28名の増で合計211名を対象児童生徒として認定をいたしました。これは生活保護廃止により準要保護に移行したものが主なものでございます。

次に、給与費に関係いたしまして人事院勧告問題についての御質問でございますが、人事院勧告制度はもちろん尊重されるべきものでございます。しかしながら、今回国家公務員の給与改定が現下の厳しい諸情勢を踏まえて抑制された経緯があり、また県がこれを受けてどのように実施するかその動向を見守っているところでございますが、いずれにいたしましても地方公務員の給与については国及び他の地方公共団体等の給与水準を勘案するという制度上の基本的な考え方があるわけでございまして、本市職員の給与改定にあたってはこれら各種の事情、要素等を十分考慮し、対処していかなければならないと考えております。

以上、答弁を終わります。

○1番（神田守隆君） コミュニティ事業の補助金ということで、集会所の問題——具体的な金額の問題については御答弁いただけなかったわけですが、補助基準が4分の1を補助する、こういうことでありますが、率直に申し上げまして、逆に言いますと、4分の3は地元で負担をしなければならない——県の補助は4分の1に対する2分の1だというような理解を先ほどの御答弁ではしたわけでございますが、したがって地元では4分の3の負担をするというようなことになるんじゃないかなと思うんですが、大変大きな負担ということで、私の調べたところでは、丸山町というところ

ろでは逆なんですね、考え方が。工事費の92.5%は町で負担をして地元が7.5%の負担、こういうような考えなんです。むしろ全く率が逆転をする。町の持っているいろんな事情もございましょうが、大変館山市の4分の1、市で助成をするというのは少ないのではないかなという気がするわけですが、他市町村の動向等についてお調べになった資料があるかどうか。あればこれについての御説明をお願いいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、コミュニティというような言葉で大変わかりにくい言葉だということもありますけれども、集会所というのはそうした地域のコミュニティの大変中核的な意義や役割を持っていると思いますので、それだけに重要な施設だと思いますので、その辺についての御説明を願いたいと思います。

それから、先ほど御答弁いただけなかったわけですが、集会所施設の維持管理及び補修などの問題、これについてはどのようになっていくのか。青年館についてはこれまで——その後の補修の程度や規模いろいろありますけれども、補助を出していたという経緯もあろうかと思っておりますので、それとの関連も含めまして御説明を願いたいと思うわけでありまして。

それから、この施設は、所有権といいますか、だれのものという点からみた場合は、補助というような性格から市のものではないんじゃないかなろうかというふうに思うんですが、この点について地域の所有というようなものになるのか、あるいはだれか代表者ということになるのか、その辺についてのトラブルとか、そういった問題は将来発生しないというようなことは保証できるのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

次に、教育費の就学援助の問題で、生活保護の廃止に基づいて要保護から準要保護に移行したケースが非常にその中の多数を占めていたという御説明で、それはそれとしてわかりましたが、きのうもちょっと質問しましたけれども、十分な資料も取りそろえてないとは思いますが、資料がなければあとで資料をそろえていただければいいわけですが、具体例としてきのうお示しいたしました国民年金の免除者、これが何名あって、そのうちの小中学生を抱えている世帯はどのくらいあって、そのうち就学援助の受給者は何名であるのか。それから、世帯更生資金の貸し付けを受けたのは何件で、そのうち小中学生を抱えているのは何人で、そのうち就学

援助を受給したのは何人なのか、資料があったらお示しを願いたいし、なければいけないというような御答弁いただきまして、今後調査をして資料をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

それから、職員の給与表についてであります、県の動向を見守っている、国及び県の給与水準等を考慮しながら考えていきたいというような市長さんの御答弁ですが、昨年は全く実施しないというんですからある意味ではわかりやすいわけですね。しかし、今年度は国は国として2%——2.03ですか、ということで実施をした。各県も抑制基調というものは持っているやに思いますが、そうした中で何%で実施していくのか。各県において人事委員会からの勧告も当然受けてその考慮もしなければならぬ、その県の置かれている独自の状況も考慮しなければならぬ、いろんなさまざまな状況もあろうかと思うわけです。そうした点で市自身の置かれている立場というのいろいろ考慮しなければならぬし、大変むずかしい問題もあろうかと思えます。当然都道府県の動向では国の決定を上回る、そういう改定率で実施をしていくというような実例も多々あるのではなかろうかというふうに思われますが、そういう中で他府県の動向という場合には当然そうしたものを考慮しながら決定をしていく、国の2%というような水準にそういう意味ではこだわらないというような意味で理解できますか。

○民生部長（鈴木 力君） 集会施設の補助率の問題でございしますが、まず他の市町村の状況でございしますが、先ほどお話ございました丸山町の場合におきましては、過疎地域の過疎債の適用ということで実施しておるといこととございまして、この補助率というものもかなり高いわけでございます。

それから、なおほかの市町村につきましては、最近調査してございせんが、この館山市のコミュニティ事業補助制度を制定する際におきまして県下の状況を聞いたわけでございします。これは54年度でございしますが、その際には2、3の市町村のみ実施補助している、こういうこととございしました。

それから、維持管理の問題でございしますが、これはあくまでも各区、あるいは町内、あるいは部落、こういうところをつくるわけでございまして、これに対する援助をするわけでございします、これは当然維持管理とい

うものは地元でもらうということでございます。

それから、補修につきましては、現在コミュニティ事業補助要綱の中で集会施設の主要部分の修理については——これは20万円以上の補修でございますが、これについて4分の1の補助をしているということでございます。

次に、所有権の問題でございますが、当然やはり地元の町内会とか、区とか、部落、そういうところに所有権があるかと思えます。したがって、トラブル、そういったものは全く考えられない、以上でございます。

○教育長（安田豊作君） 御質問の国民年金の免除と更生資金の問題についての調査は、もうちょっと調べさせていただきたいと思えます。

○総務部長（鶴岡卓樹君） 給与改定の問題につきましてお答えいたします。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、国及び他の地方公共団体の給与水準を勘案する、そういうことを申し上げました。御案内のように地方公務員法の24条で、生計なり、国なり、ほかの公共団体、民間と、そういうことも配慮して定めろ、そういう前提がございます。ですから、そういう前提を踏まえまして市長の答弁は配慮したいということですので、事務的にもそういうことでいろいろ資料集めはしてございます。

○議長（石井 正君） 以上で1番議員君の質疑を終わります。

次、3番議員山中金治郎君。御登壇願います。

（3番議員山中金治郎君登壇）

○3番（山中金治郎君） 私は、議案第55号一般会計補正予算の件につきまして、議案書と予算明細書に従って3点について御質問申し上げます。

1点は、予算明細書の20ページと29ページ、これは20ページの清掃総務費藤原処理場の撤去工事の減額、29ページの幼稚園費の館山幼稚園改築工事費の減額の問題。2点目は、12ページの商工補助金と23ページの観光費の山本の駐車場の整備について。3点目は、13ページの市債、これは諏訪山公園の事業債の減額の3点でございます。

まず、第1点は、藤原処理場の解体の撤去工事が1260万3000円という多額に減額されております。これは館山幼稚園防音の改築工事についても同様でございますが、これら当初予算におきまして積算の基準が甘

かったんじゃないかということで、その辺の説明をお願いをしたい。

また、具体的にこれらの減額の内容をお示し願いたいと思います。

第2点の、山本地区に建設される予定の駐車場の使用のことでございますが、これは先ほどその点について石井議員からも質問がございました。これは市長の提案理由の説明の中にテニスコート及び観光イチゴ園の利用客のための駐車場としてございますが、これは特定の人だけの利用するものなのかどうか。これは公共施設でございますので、ほかの人の利用も考えるべきじゃないかという点。

それと、もちろん、県の補助規定の関係から市の施行とだけしているのかどうか説明を願いたいと思います。

第3点の、土木費の諏訪山公園の整備事業債のことについてでございますが、これは歳入におきまして起債の減額であります。起債は本来少ない方がいいというのは当然でございます。しかし、一たん当初予算に計上してあるのに起債の申請をしなかったという、この理由は一体どうなのか。ただ3070万という大きな数字を合わせるだけのものなのかどうか。そういうことはないと思いますが、その辺を具体的に御説明を願いたいと思います。

以上、3点でございますが、質問申し上げまして、御答弁によりまして再質問させていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 山中議員の御質問にお答えをいたします。

旧藤原処理場解体撤去工事費及び館山幼稚園の防音工事費の減額についての御質問でございますが、まず旧藤原処理場解体撤去工事費の減額につきましては、通常嫌気性消化処理方式の処理施設の解体撤去費用は、消化槽等に入っている汚泥の処理を含めキロリットル当たり80万円程度の費用を要しておりますが、本工事にあたりましては汚泥を付近農地に肥料として還元可能となりましたため大半の汚泥を時間をかけまして直営で処理をした結果によるものでございます。

次に、館山幼稚園防音工事費の減額の件でございますが、予算積算時点補助先の防衛施設庁から56年度に終了しております設計金額の10%アップをみるよう指導を受けたのが予算額でございます。さらに建築前には

防衛施設庁と単価見直しを行うことになっておりまして、去る7月に協議をいたしました結果、物価上昇を5%と改定されましたためと入札残とを合わせました金額が減額になったわけでございます。

次に、山本地区に建設される駐車場利用の件でございますが、この件については観光の振興はもちろんでありますが、地域全体の産業、経済の振興を図るための施設でありますので、特定者の利用のみに供するものではございません。

なお、本事業は県の補助事業であります関係から、市が施行するものでございます。

第3点、諏訪山公園整備事業債の減額の件でございますが、諏訪山につきましては市が単独事業として2カ年計画をもって公園整備を推進しているところでございますが、これが財源として58年度予算編成時におきまして公園緑地整備事業債として政府資金を予定して計上したものでございます。起債申請にあたって種々県と協議いたしました結果、資金区分が緑地資金となることが判明をいたしましたので、将来の公債費負担を考慮いたしまして起債借入を行わなかったことによる減額でございます。

以上、答弁を終わります。

◎3番（山中金治郎君） 1点目の件でございますが、2件で3900万という数字が出ておりますが、館山市の所帯で割りますと、1戸当たり1700円という額になるわけでございます。これは一般市民にとりまして1700円という額はかなりの額になるわけでございますので、もっと慎重にこの積算、計上を今後はしてほしいと思います。

2点目は、了解します。

3点目の、金利負担を考えてのことだということで了解をいたします。

このあと総務委員会があるかと思っておりますので、これで質問を終わります。

◎議長（石井 正君） 以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井 正君） ただいま議題となっております議案第55号乃至議案第57号の各会計補正予算については、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

延 会 午前11時03分

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明12月23日は委員会での議案審査のため休会、次会は12月24日午前10時開会といたします。その議事は議案第55号乃至議案第57号に係る各委員会における審査の経過並びに結果の報告、討論、採決及び追加議案の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

1 議案第53号乃至議案第57号